

小樽商科大学における内部質保証に関する方針

令和4年4月1日施行

1 目的

この方針は、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上（以下「内部質保証」という。）に向けた活動を実施することにより、本学の理念の達成及び社会的信頼の向上を図ることを目的とする。

2 内部質保証の取組

(1) 本学が行う内部質保証のための取組は、次のとおりとする。

ア 学校教育法第109条第1項の規定に基づき、自己点検・評価を実施する。

イ 自己点検・評価の結果について、本学の職員以外の者による検証（外部評価）を実施する。

ウ 中期目標・中期計画の達成状況を点検する。

エ 学生や卒業（修了）生等に対するアンケート調査やアドバイザリーボード等により、学内外のステークホルダーからの意見聴取を行う。

オ その他学長が定める事項

(2) (1)アで規定する自己点検・評価の結果は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき受審する文部科学大臣の認証を受けた機関による評価（認証評価）に活用することができる。

3 責任及び実施体制

(1) 内部質保証の責任者

ア 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。

イ 統括責任者は、学長とする。

(2) 内部質保証の統括組織

内部質保証に関する統括組織は、運営戦略会議とする。

(3) 推進責任者

ア 内部質保証に関する取組の実施及び改善・向上活動の責任者として、推進責任者を置く。

イ 内部質保証の推進責任者は、商学部、商学研究科、グローバル戦略推進センター各部門、附属図書館、保健管理センター、情報総合センター、アドミッションセンター並びに事務部の長及び各業務領域を担当する副学長とする。

ウ 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、所掌する組織において内部質保証に関して必要な措置を講ずるものとする。

4 手順

内部質保証の取組の手順については、別に定める。

5 事務

内部質保証に関する事務は企画総務課が総括する。

附 則

- 1 この方針は、令和4年4月1日から施行する。